資料１－１別添

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

［令和７年５月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務
②事務の概要	・基準日において県内に6か月以上居住している在宅の重度障害者等で、所得要件を満たした者に手当を支給する。 ・事務処理特例条例により、市町村が申請書等の受理、審査を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく独自利用事務として番号を運用する。 ・特定個人情報ファイルは、情報連携開始後、審査事務において所得の確認をする際に使用する。
③システムの名称	（横浜市） 福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム （川崎市）川崎市福祉総合情報システム

2. 特定個人情報ファイル名
神奈川県在宅重度障害者等手当受給資格者情報

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の1の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関
横浜市長　川崎市長

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1　電話045-210-1111　内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1　電話045-210-1111　内線4720

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1　電話045-210-1111　内線4720

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された書類(現況届等)は施錠できる書棚等に保管し、書棚の開閉記録をつけることを徹底している。 以上の対策を運用していることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	（横浜市）福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	（横浜市）福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム （川崎市）川崎市福祉総合情報システム	事後	時点修正
平成30年8月29日	5．評価実施機関における担当部署　①部署	保健福祉局福祉部障害福祉課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	組織再編
平成30年8月29日	6．他の評価実施機関	横浜市長	横浜市長、川崎市長	事後	時点修正
平成30年8月29日	7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県県民局県民部情報公開広聴課、神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課、　神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8．特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	平成28年11月30日時点	平成30年7月1日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	平成28年11月30日時点	平成30年7月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署	②所属長　水町　友治	②所属長の役職名　障害福祉課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線4715	内線4720	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線4715	内線4720	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．取扱者数	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	記載なし	新たに記載	事後	様式改正
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅰ　関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	時点修正
令和3年10月13日	Ⅰ 関連情報　3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1の項	事後	
令和3年10月13日	Ⅰ 関連情報　3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の1の項	事後	
令和3年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月13日	Ⅰ　関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	番号利用法改正による項ずれ
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅳ　リスク対策8	ー	記載のとおり	事後	
令和7年7月15日	Ⅳ　リスク対策11	ー	記載のとおり	事後	
	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	療育手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
神奈川県は、療育手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県知事

公表日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	(1)療育手帳の交付申請に関する事務 (2)療育手帳の返還に関する事務 (3)療育手帳交付台帳の整備に関する事務 (4)療育手帳の保持者が氏名および居住地を変更した場合の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務 (5)療育手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	障害者手帳交付事務等支援システム

2. 特定個人情報ファイル名
療育手帳交付台帳（神奈川県療育手帳制度実施要綱第13条第１項）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表8の項、50の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県立総合療育相談センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開公聴課 〒231-8588　神奈川県横浜市中区日本大通1　電話　045-210-3720 神奈川県立総合療育相談センター　地域企画課 〒252-0813　神奈川県藤沢市亀井野3119　電話 0466-97-2032

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県立総合療育相談センター　地域企画課 〒252-0813　神奈川県藤沢市亀井野3119　電話 0466-97-2032

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、複数人での確認を徹底した上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。 ・特定個人情報を含む書類やメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅰ　7　請求先	電話 0466-84-5700	電話 0466-97-2032	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅰ　8　連絡先	電話 0466-84-5700	電話 0466-97-2032	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ　2　対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ　2　取扱人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ　2　対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ　2　取扱人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱ　2　対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱ　2　取扱人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱ　2　対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱ　2　取扱人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅰ　3　法令上の根拠	・番号法第9条　別表第一　7及び33の3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第7条第2号、第24条の5	番号利用法別表8の項、50の項	事後	法令改正
令和7年7月15日	Ⅰ　4　②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条8号　別表第二　10の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 　第9条第1号イ、第4号イ・ホ	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163	事後	法令改正
令和7年7月15日	Ⅳ　リスク対策8	ー	記載のとおり	事後	様式改正
令和7年7月15日	Ⅳ　リスク対策11	ー	記載のとおり	事後	様式改正
	Ⅱ　2　対象人数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	時点修正
	Ⅱ　2　取扱人数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	時点修正